

1. 那珂川市都市計画マスタープランの改定について

計画の位置づけ及び対象区域・期間

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。本市の最上位計画である「那珂川市総合計画」や「福岡都市圏区域マスタープラン(福岡県策定)」に基づいて定めます。

●対象区域:市全域 ●対象期間:令和 3 年度から令和 12 年度(10 年間)

2. 都市づくりの全体目標

都市計画の目指す将来像

本市の都市づくりの基礎となる視点として「目指すべき都市のすがた」を 3 つ、本市の質を高めるために都市計画の各分野において取り入れるべき視点として「都市計画の基本理念」を 3 つ設定する。(右図参考)

将来フレーム

令和 12 年将来人口 51,705 人※市推計

平成 27 年国勢調査 50,004 人

■都市計画の基本理念

Ⅰ. 水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり

本市の魅力である水やみどりなどの豊かな自然や、歴史・文化を活かした潤いある暮らしができる都市づくりに取り組み、暮らしの質を向上させつつ、市民の誇りと愛着を育む。

Ⅱ. 環境に配慮したまちづくり

豊かな自然環境を保全し、みどりの創出に努めるとともに、公共交通への転換など、環境負荷の少ない低炭素型の都市を目指す。

Ⅲ. 市民協働で実現するまちづくり

市民や民間事業者等の多様なまちづくり主体を今後の都市づくりに巻き込み、協働して都市づくりを行う。

■目指すべき都市のすがた

①拠点の明確化と連携によるコンパクトな賑わいのあるまち

拠点への都市機能誘導及び居住誘導区域への居住誘導により、コンパクトで賑わいのあるまちを今後も維持する。

②少子・高齢社会に対応したまち

誰もが暮らしやすい共生社会を実現するために、都市施設や住環境、移動環境において、インクルーシブなまちづくり(障害のある人もない人もともに生活できる社会)を推進する。

③誰もが安心して快適に暮らせるまち

日常生活を営むうえにおいては、大震災や台風災害などの大規模災害からの安全性を確保することはもちろん、交通事故、火災、犯罪といった様々な危険性から生命、財産を守る都市空間を実現していく必要がある。このため、道路、河川、公園などの安全性を高めるとともに、災害に強い建築物による市街地の形成を図る。

将来都市構造

各拠点の強化と、拠点間の連携や拠点へのアクセス強化によるコンパクト+ネットワークの都市構造の実現を目指す。

■将来都市構造図

市街地ゾーン

都市的活動の中心地として、都市機能の充実により、生活利便性の高い市街地を形成。適切に土地利用を誘導し、良好な住環境を維持・創出。

農地及び農村集落ゾーン

農地保全。集落環境の維持。農業の振興。豊かな自然に囲まれた潤いとゆとりある住環境の維持。

山林ゾーン

豊かな自然環境を適切に保全。水源のかん養や周辺地域の災害防止。

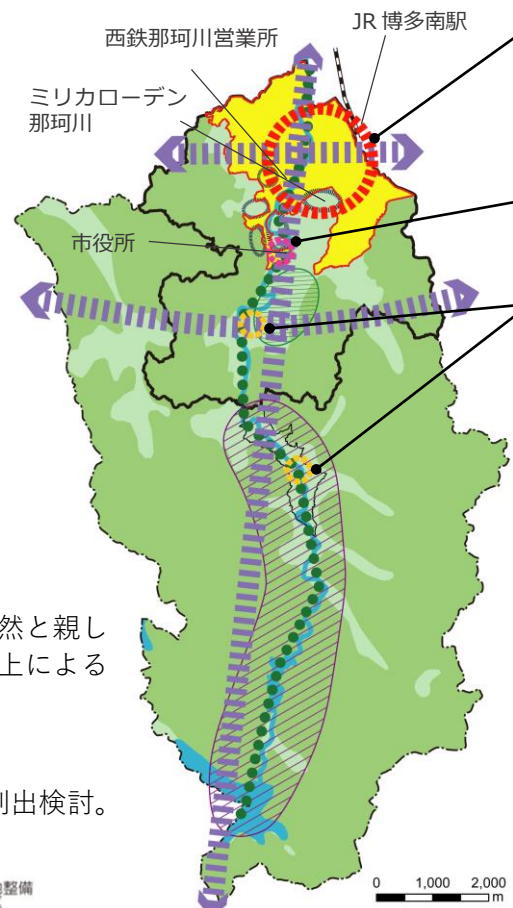
レクリエーションゾーン

恵まれた自然や水辺空間の活用による自然と親しめる空間の形成。情報発信や回遊性の向上による観光振興。

文化・歴史ゾーン

歴史、自然を感じられる魅力的な空間の創出検討。

市街化区域 準都市計画区域 都市計画区域 新市街地整備検討地区



中心拠点 (JR 博多南駅、西鉄那珂川営業所、ミリカローデン那珂川を含むエリア)
商業、子育て機能、公共交通等の都市機能のさらなる充実により、利便性の高い居住環境を形成。

行政福祉拠点 (市役所周辺)
行政・福祉サービスの強化。

地域拠点 (山田交差点周辺、南畑小学校周辺)
南部地域の市民の生活・コミュニティの拠点として、生活に必要な施設の維持。北部市街地へのアクセス拠点としての機能強化。

都市軸 (①国道 385 号を中心とした南北の軸、②福岡市早良区~山田交差点~大野城市へ向かう東西の軸、③那珂川営業所~JR 博多南駅~春日市へ向かう東西の軸)
拠点にアクセスするための道路や公共交通ネットワークの充実。幹線道路の改良促進による隣接自治体との連携強化。観光ネットワークの強化による交流人口拡大。

那珂川レクリエーション軸 (那珂川沿い)
回遊性向上。自然・歴史資源の保全・活用、観光、学習などの機能向上。

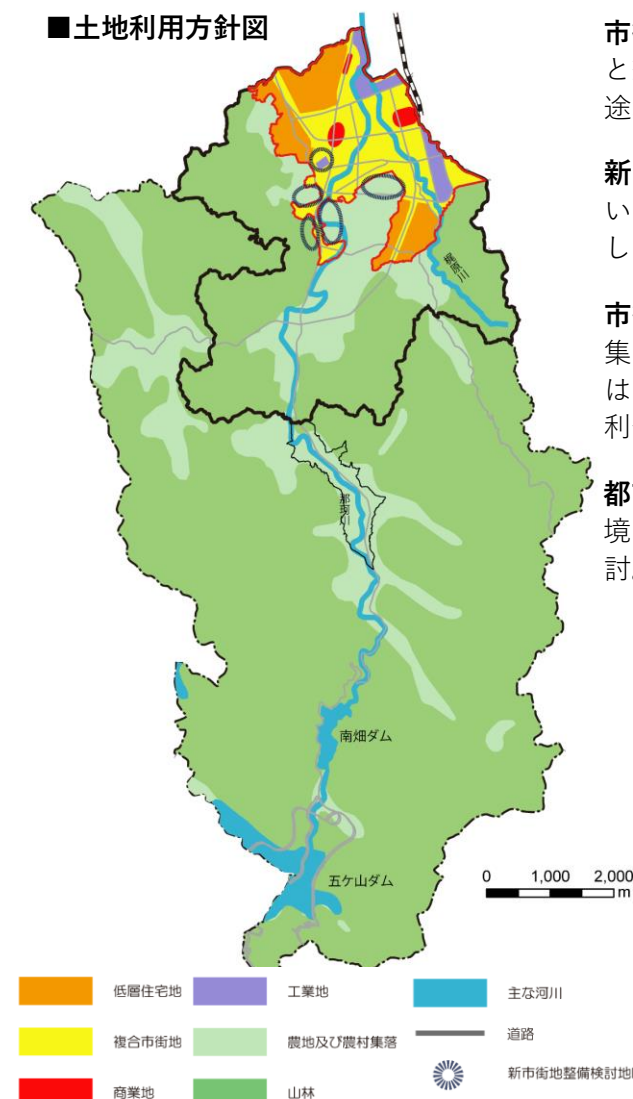
3. 都市計画の分野別の方針

分野	土地利用	市街地整備
分野別の基本方針	◆秩序ある土地利用の実現 ◆田園環境との共生 ◆既存ストックの有効活用	◆既成市街地の高度利用と防災性向上 ◆計画的な新市街地創出 ◆歩行者空間の高質化 ◆地区計画や街並みガイドライン活用による良好な街並みの創出 ◆ニーズに合った住宅供給の促進 ◆建築物の省エネ化の推進

【質を高めるポイント】

水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり	・自然や歴史・文化資源の保全に配慮した土地利用の推進	・潤いを感じられる住宅地の創出
環境に配慮したまちづくり	・歩いて暮らせるまちづくりの推進	・交通利便性が高い新市街地の創出
市民協働で実現するまちづくり	・公共空間等の活用による市街地の魅力向上	・まちなみガイドライン等による良好な街並みの創出

■土地利用方針図



市街化区域:都市機能の誘導や、快適な住環境の創造と維持・更新による住みやすい地域を目指すため、用途地域等の見直しを検討

新市街地整備検討地区:住宅地の確保と、公共性の高い施設や利便施設の誘導を目的として、計画的に新しい市街地の整備を検討

市街化調整区域:優良農用地の積極的な保全。既存集落における集落維持対策の検討。国道・県道沿いは、沿道利用者及び地域住民の利便性を高める沿道利便施設や、医療・福祉施設の立地を許容。

都市計画区域外:乱開発の防止による良好な自然環境の維持・保全。体験型観光の場としての活用検討。

■市街地整備方針図(都市計画区域)

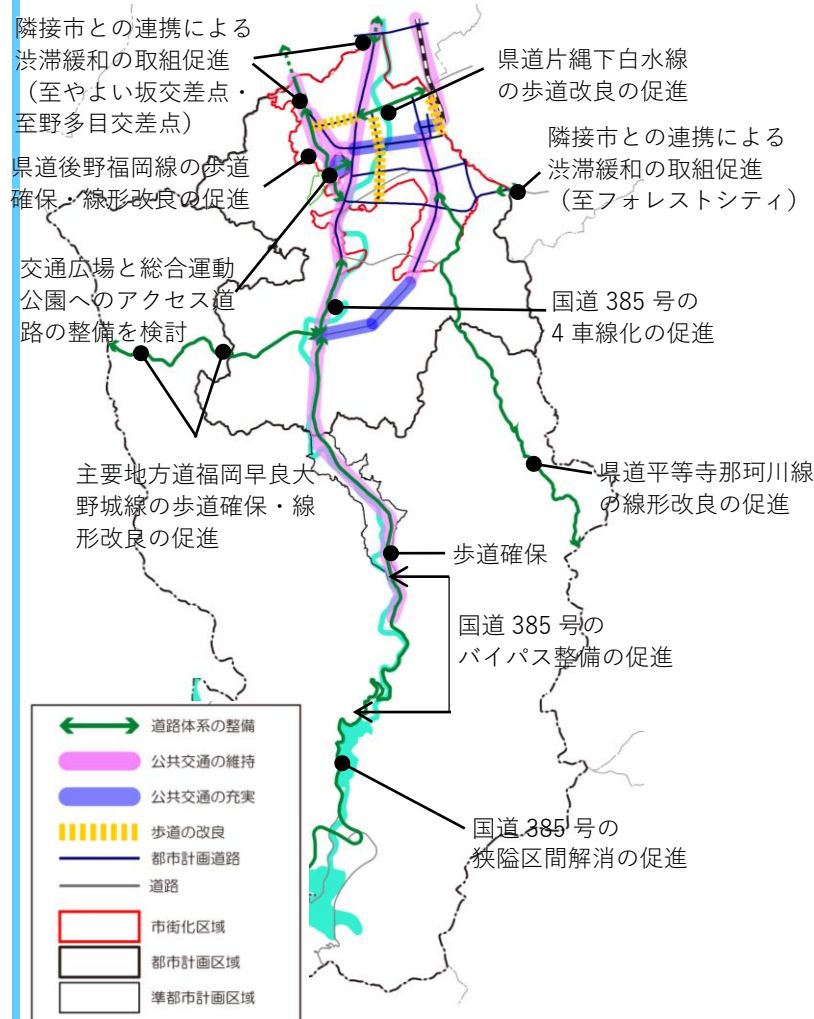


分野	道路・交通体系	水とみどりのネットワーク	上・下水道	景観形成	防災
分野別の基本方針	◆広域交通へのアクセス強化 ◆災害に強く、安全に移動できる道路交通網の整備 ◆公共交通の維持と交通結節点での乗り換え利便性の強化	◆自然環境の保全と積極的な利活用 ◆ニーズに合わせた魅力的な都市空間創出	【下水道】 ●管渠の整備を基本に、公共下水道区域外は浄化槽の増加促進、公共用水域の保全 ●整備済の施設は計画的な施設の点検・調査・修繕・改築により適正に管理 【上水道】 ●「春日那珂川水道企業団水道事業ビジョン」に基づいた施策の推進	●景観計画・景観条例の制定等による良好な景観形成 ●景観形成や建築協定締結のための専門的な知識の提供等を検討 ●生活と一体となった景観形成を検討 ●地域の顔となる施設の整備では、設計段階から、活用方法とあわせて検討 ●統一されたデザインの公共サイン設置	◆危険箇所の解消と安全な地域への居住誘導 ◆洪水浸水被害の低減 ◆市民の防災意識の向上 ◆災害に強い幹線道路の整備 ◆都市公園の整備 ◆市街地の防災性向上 ◆林地開発に対する適切な指導

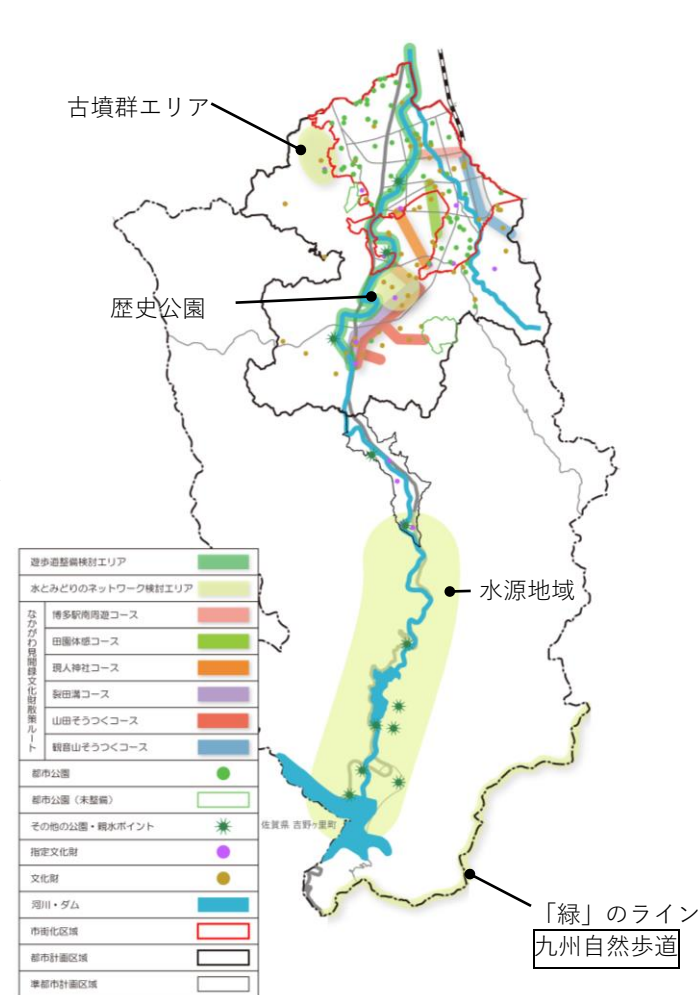
【質を高めるポイント】

水とみどり、歴史・文化を活かしたまちづくり	・自然や文化・歴史を楽しむための回遊ルート(ネットワーク)の強化	・自然や文化・歴史を楽しむための回遊ルート(ネットワーク)の強化	・排水処理の適正化による生物多様性の保全	・景観の保全・形成と観光スポットとしての活用	・防災・河川環境教育の充実
環境に配慮したまちづくり	・公共交通利用への転換	・市街地の緑化の推進	・下水道管の整備や合併浄化槽の整備による適切な汚水処理	—	・公共施設や指定避難所等における自然エネルギーの利用促進
市民協働で実現するまちづくり	・市民との連携による維持管理 ・拠点周辺における公共空間等を活用した魅力的な都市空間の創出	・民有地の自然環境の活用による体験型観光の場の創出 ・魅力的な公共空間の創出	・水源環境を保持するための、豊かな自然環境の維持・保全	・良好な街並み形成のための景観ルールづくり	・自助・共助の取り組み

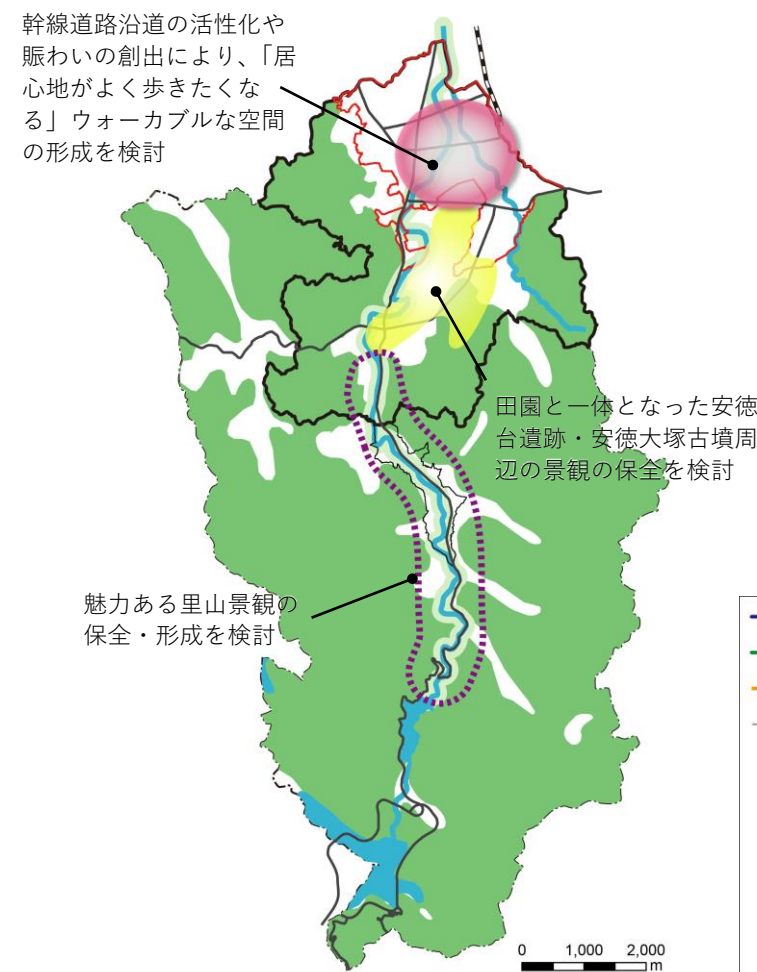
■道路・交通体系の方針図



■水とみどりのネットワーク図



■景観形成の方針図



■防災の方針図

